

第8回 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故  
の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会会議録

---

招集年月日 令和4年 9月20日(火曜日)  
招集の場所 高取町議会議場  
開閉会日時及び宣言  
開会 令和4年 9月20日 午前10時41分  
閉会 令和4年 9月20日 午後 2時35分

---

出席議員(6名)

6	番	委員長	新	澤	良	文	君
1	番	副委員長	森	川	彰	久	君
3	番		谷	本	吉	巳	君
4	番		松	本	圭	司	君
5	番		野	口	勝	也	君
7	番		森	下		明	君

---

欠席議員(2名)

2	番		西	川	侑	壱	君
8	番		新	澤	明	美	君

---

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 新 田 靖 幸 君

---

参考人として出席した者の職・氏名

弁 護 士 山 下 真 君

---

午前10時41分 開会

○委員長（新澤良文君） ただいまより、第8回新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会を開催いたします。

本日の出席議員は8名中6名でございます。2名については、病気のため、欠席でございます。

本日は、地方自治法第109条の5にもとづき山下弁護士に参考人としてご出席いただいておりますのでご報告いたします。

本日の日程に入ります前に、本委員会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本委員会においては、長時間の密閉空間を避けるため適宜休憩をとり議場の換気を行います。委員会中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から飛沫防止シールドを設置している壇上や質問者席等のみマスク等を外してご発言いただけます。傍聴人の方はじめ町議会に関わる皆様の健康と安全を最優先に考え感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をたまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は、これまでの調査をもとに山下弁護士に法律家としての立場から報告書の案を作成していただいております。すでに、配布させていただきました報告書案をもとに山下弁護士からご説明いただきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、各委員のみなさまからのご質問は、山下弁護士の説明をお受けいただいた後、お伺いしますのでご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、山下弁護士からの報告書案についてお願いいたします。

○弁護士（山下 真君） おはようございます。それでは、私のほうからお手元でございます報告書案、令和4年9月20日付につきまして、内容のご説明をさせていただきます。まず、この報告書の体裁でございますけれども、高取町議会から当委員会が審査の付託を受けているという形になっておりますので、委員会から議長への報告書という体裁をとらせていただいております。議会として、正式に報告書の内容を決議いただいた後は、議会から町長への提言書というような形に名前が変わろうかという風に考えております。

まず、1ページ目ご覧いただけますでしょうか。第1、事案の概要、1、はじめに、20何ページかに渡りますけれども、一通り読み上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。高取町（以下、「本町」という。）では、64歳以下の住民を対象とした新型コロナウイルスに対するワクチンの集団接種事業を令和3

年7月18日からリベルテホールにて実施した。この事案において、複数の問題となる事案（以下、「本件各事案」という。）が発生した。なお、本件各事案に関与した本町職員及び本件各事案を地方自治法100条に基づいて調査した本町議会議員は別紙1のとおりでございます。また、報告書中で引用する証拠の説明書は別紙2のとおりでございます。

2、令和3年7月11日にシリンジが1本余った事案についてでございます。（1）事案の概要 令和3年7月11日に、その日予定していた接種数を接種し終えたにもかかわらず、シリンジ（一般的な注射器の注射針やプランジャ以外の部分の注射筒のこと）が1本余るという事案が発生した。この場合、1本の注射器を2回使用した又は接種せずに帰宅した者がいる可能性があり、①感染症への罹患の恐れがあり、予防接種による免疫獲得の保障もなされないため、感染症検査及び抗体検査を実施すべきであること、②疑義のある接種記録を本町が保管し、それに基づく疑義のあるワクチン接種証明書を発行することになること、③予防接種事故として本町が国や県への報告をする義務があること、などから速やかに事件の発生を公表し、なおかつ①及び③等の措置を講じる必要がございました。この点については、証拠番号1の令和3年7月11日付松本聖子保健師に起案による伺い書をご参照ください。ところが、事故発生日当日に中川裕介町長を含む町幹部が対応を協議したものの、最終的に中川町長の判断により事件の発生の公表も特段の措置を講じることも見送られた。そして、この事案は令和3年9月16日発売の「週刊新潮」。これは、証拠番号2として添付をしております。によって初めて明らかにされると共に、全国に報道されることになった。本町としては、令和3年10月14日と同月15日に報道発表すると共に。報道発表の内容は、証拠番号3と4という形で添付をさせていただいております。令和3年11月号の「広報たかとり」に本事案に係る記事を掲載しました。証拠番号5でございます。（2）この事案に対して講じられた対策でございますけれども、令和3年7月11日に本町保健センターで集団接種を受けた222人のうち、対象者となる59人に対し、10月12日からコロナ抗体検査及び感染症検査を行うこととし、令和4年3月31日までに57人が両検査を受けました。この点は、証拠番号4と10に記載されております。

3、令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案（1）事案の概要 令和3年7月16日、町職員がワクチンを保管している保健センターの超低温冷凍庫から同月18日に使用する予定のワクチンを取り出し、保冷バッグに入れて接種会場であるリベルテホールに運搬した。その際、リベルテホールに設置されていた家

庭用冷蔵庫の冷蔵室の温度が、ワクチンの製造元であるファイザー株式会社の説明資料。これは、証拠番号6でございます。説明資料に記載されている保管温度の2度～8度に保たれていなかったため、冷蔵室ではなく冷凍庫に入れた。このことを知った保健センターの保健師が再冷凍ワクチンの接種には問題があると指摘し、同月18日の接種には当該再冷凍ワクチンは使用されなかった。同月18日の接種業務終了後、中川町長以下の町幹部及び保健師で対応を協議し、中川町長から再冷凍したワクチンの安全性についてファイザー株式会社に確認するよう指示がございました。これは、証拠番号7の5枚目にその旨の指示が記載されております。これを受け、新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム（以下、「PT」といいます。）のリーダーである石尾総合政策課長が同社に問い合わせをし、保冷バッグでの保管時間は5分間であると伝えた上で、このことは、証拠番号8と9に記載をされております。再冷凍ワクチンには当たらず使用しても問題ないとの回答を得ました。これは、証拠番号7の2枚目に記載をされております。一方、この回答に係るPTサブリーダーの前田総合政策課長補佐の報告書を見た松本保健師はワクチンの取り扱い方法に係る自らの認識に誤りがあったのかどうかを確認する目的で、ファイザー株式会社及び厚生労働省に問い合わせをしたところ、保冷バッグに55分間保管されていたのであれば、その時点で溶解しており、それをさらに冷凍することは再冷凍にあたり、当該ワクチンは使用すべきではないとの回答を得た。中川町長は、令和3年7月19日、PTの見解を採用することを決定し、当該再冷凍ワクチンは同月21日、264人の町民に接種された。（2）講じられた対策 上記264名を含む306名に対し、10月15日からコロナ抗体検査を行うこととし、令和4年3月31日までに291人が同検査を受けた。

4、令和3年7月18日以降、データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案についてでございます。

（1）接種会場となるリベルテホールに集団接種事業の開始日である令和3年7月18日までに医療用冷蔵庫を配置することができなかったため、家庭用冷蔵庫を購入して設置するとともに、ファイザー株式会社の説明資料で、庫内の温度を2度から8度に保つ必要があるとされていることから、厚生労働省がディープフリーザーに設置を推奨しているデータロガーを設置してワクチンの温度管理をすることになった。ところが、リベルテホールでのワクチン接種を所管するPT担当者の江口主査は、令和3年7月15日から16日にかけてデータロガーで家庭用冷蔵庫の庫内温度を測定したところ、庫内温度を2度から8度に保つことができず、当初はデ

ーターロガーが故障していると疑ったがそうではなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に設置しておく、2度から8度の間に収まらない正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性がある」と判断し、データロガーを外し、代わりに棒温度計を設置して温度管理することにした。そして、この2度から8度の間で温度管理されている保証がないワクチンを、7月18日、同月25日、同月28日、8月1日、同月4日、同月8日、同月11日、同月15日、同月18日の合計9回、町民に接種した。接種した町民の数は延べ2943人に及んだ。また、このうち、温度管理されていないワクチンを2回続けて接種した実人数は745人であった。

(2) 講じられた対策 上記9回の各日に接種を受けた町民に対するコロナ抗体検査が10月27日から順次実施された。令和4年3月31日までに2183人が同検査を受けた。

5 令和3年8月1日のワクチン接種でロット番号シール2枚が紛失し、1シリンジを廃棄した事案。本事案については、紛失の原因が不明であり、関係職員の責任追及及び再発防止策の構築は不可能であるため、本報告書では取り上げない。なお、本事案については、接種業務の受託業者から令和3年8月3日付けで中川町長宛てに再発防止策が文書で提出されるとともに、対象者53人に対し、10月12日よりコロナ抗体検査及び感染症検査が実施された。

第2、各事案に対する関係職員の関与及び責任についてでございます。1、令和3年7月11日にシリンジが1本余った事案について (1) 中川町長の高取町に対する損害賠償責任 二度打ちの可能性が否定できず、このために感染症検査及び抗体検査を本町が費用負担して実施したとしても、二度打ち自体はワクチン接種従事者のミスであるから、中川町長自身が検査費用について高取町に対し損害賠償責任を負うことはない。(2) 中川町長の政治責任 令和3年7月11日の事故発生当日に中川町長を含む町幹部が対応を協議したものの、最終的に中川町長の判断により事件の発生の公表も特段の措置を講じることも見送られた。その翌日の同月12日午前、東副町長、芦高総務課長、石尾総合政策課長の3名で、町長室に行き、前日の決定の再考を求めたが、中川町長は「一旦、昨日、僕が決定したことですから」と述べ、再考を拒否した。これにつきましては、令和3年9月29日の議事録20ページにおける石尾総合政策課長の証言等がございます。その際に、中川町長は激しい口調であったと東副町長は榊井福祉課長に伝えている。これは、令和3年10月5日議事録の23ページに記載がされています。そして、中川町長自身、「何でこのことをそのときに即時に対応せず、今、議長がおっしゃったように、結

果的に隠蔽したと言われても仕方がないというふうに思っております。もうただただ反省とおわびのみでございます。本当に申し訳ございませんでした。」と述べている。これは、令和3年10月11日の議事録に町長の証言として、記載されています。二度打ちの可能性があり、それによる感染症のリスクが否定できない中、事故を即座に公表せず、特段の対応も取らなかった上、再考を求める部下の進言も拒絶し、マスコミ報道に押される形で感染症検査及び抗体検査を10月12日以降という事故発生後3か月経過した後に実施したことについて、中川町長が一定の政治責任を負うことは避けられない。(3)他の職員の責任 他の職員は中川町長の判断に従ったものであり、再考を求める進言をしていること等も鑑みると、責任を問うことは妥当でないと考えられる。

2、令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案 (1)中川町長の高取町に対する損害賠償責任ア、令和3年7月21日の再冷凍ワクチンの接種は中川町長の誤った判断によるものであること。中川町長は、再冷凍ワクチンに該当するか否かについて、PTリーダーの石尾総合政策課長の見解を採用し、松本聖子保健師の見解を退けたことについて、「その時の判断が誤っていたと申し上げるしかございません。」と証言しています。これは、令和3年10月11日の議事録81ページに記載されています。また、東副町長は、「7月19日に松本保健師から受けた報告を口頭で町長に伝えた。令和3年7月20日付けの植山保健センター所長起案の『伺書』も自分のところに回ってきたので、起案文書を持参して、町長に対し、『再度、こういう報告があります』と確認を取ったが、やはりプロジェクトチームの意見を採用するとの決定だった。」との旨を証言している。また、中川町長は、7月21日に使用したワクチンが再冷凍にあたるという認識を抱くに至ったのは、10月9日ごろだと証言している。これは、令和3年10月11日議事録79ページ及び81ページに載っております。以上からすれば、令和3年7月21日に再冷凍ワクチン264本をリベルテホールで接種に使用したことは、中川町長の判断に基づくものであることは明らかである。イ、中川町長の判断に過失があること。中川町長は、自らの上記判断の根拠について、「7月21日にリベルテホールで接種したワクチンにつきましては、申し上げますように再冷凍ワクチンに該当すると思います。そういう意味で、7月の段階では自分自身の知識はございませんでしたし、そこまでまだまだ勉強できていなかった。」、「根拠というのは、お叱りを受けるか分かりませんが、今の段階では思い出すことはできません。」と述べている。これは、令和4年1月31日の議事録8ページに記載されています。即

ち、中川町長は再冷凍ワクチンに該当する条件等に関する知識がないまま判断し、その判断の根拠を思い出せないと述べるものであるが、思い出せないということは、記憶に残るほどの特段の根拠が無かったということと等しいと言わざるを得ない。また、中川町長の判断の根拠を聞いたことのある職員は誰もいない。これは、令和4年2月15日の議事録8ページや72ページで松本保健師や石尾総合政策課長が証言をしております。従って、中川町長の上記判断には特段の根拠が無かったものと言わざるを得ず、中川町長の判断には過失がある。ウ、損害額。中川町長は291人に対する抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことになり、これは以下の計算式より、279万4051円となる。計算式は、費用総額、抗体検査費用の費用総額2691万3149円に抗体検査を受けた総人数2803人分の291人を乗じたものでございます。エ、まとめ 以上より、中川町長は自らの過失によって本町の財産権を侵害したものであるから、これによって生じた279万4051円の損害を賠償する責任を負う（民法709条）。（2）中川町長の政治責任（1）の損害賠償責任に伴う政治責任は当然あると考えられる。（3）他の職員の責任 他の職員は中川町長の判断に従ったものであり、責任を問うことは妥当でないと考えられる。但し、令和3年7月16日にワクチンを保管している保健センターの超低温冷凍庫から取り出し、保冷バッグに入れて接種会場であるリベルテホールに運搬し、冷蔵室ではなく冷凍室に入れた町職員の行為が、令和3年7月21日の再冷凍ワクチン接種のそもそもの原因であるから、この運搬及び保管に関わった町職員、石尾総合政策課長、前田総合政策課長補佐、江口主査、濱坂保健師、藤原保健師にも道義的な責任があることは指摘しなければならない。

3、令和3年7月18日以降、データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案についてでございます。

（1）職員の高取町に対する損害賠償責任ア、事案の経緯(ア)江口主査によるデータロガーの取り外しと棒温度計の設置 江口主査は、本議会の求めに応じてデータロガーの内部に蓄積されていたデータを印刷した文書、証拠番号14を提出した。これによれば、データロガーが少なくとも令和4年7月16日午後2時29分まではリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫に設置されていたが、同時刻にデータロガーが途切れたことは明らかである。江口主査は、棒温度計を同月17日に設置したと証言している。また、江口主査は、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管されていたワクチンが、7月18日、同月25日、同月28日、8月1日、同月4日、同月8日、同月11日、同月15日、同月

18日の合計9回、使用されたことを認めている。以上の事実からすれば、江口主査は令和4年7月16日にデータロガーを外し、翌同月17日に棒温度計を設置したものと認められる。なお、江口主査は、令和4年2月15日の百条委員会でデータロガーを外したのは令和3年7月21日だと証言したが、その翌日、同証言を訂正し、松本保健師の証言に合致させる形で、外したのは同月20日だとする文書を本議会に提出した。しかし、この証言は、江口主査が令和4年7月16日にデータロガーを外し、翌同月17日に棒温度計を設置したとの上記認定事実と整合せず、また江口主査の証言内容が合理的な理由なく変遷しているため、信用できない。また、松本保健師は、「令和3年7月20日頃、リベルテホール設置の家庭用冷蔵庫に入れていたデータロガーが故障しているかもしれないと、プロジェクトメンバーの江口主査から言われて、保健センターでデータロガー2台を預かり、故障しているかどうか調べた。」、「私が確認したところでは、2台ともに相応の数値を示しておりましたので、接種業務に必要な備品であるということで、直ちにチームのほうにお返しをさせていただきました。」旨を証言しているところ、上記認定事実からすれば、松本保健師がデータロガーを預かった時点では、そのデータロガーは既にリベルテホールの家庭用冷蔵庫から外されていたものと認められる。(イ)江口主査によるデータロガーの取り外しと棒温度計の設置の理由江口主査は、令和3年10月5日の百条委員会で、「先日、ロガーを外した経緯について、データロガーで家庭用の冷蔵庫につけると、正確な温度が出てしまう可能性があるのでは外したのですかという御質問をいただきましたと思っています。記憶がなく、うまく御説明ができませんでしたが、記憶を整理いたしまして、ほかの方の意見を、話を聞く中で思い返しますと、そういったお話をしてしまったかもしれないという思いに至りました。」と述べている。これは令和3年9月29日の自らの証言を補足又は補正するために、自ら申し出て証言したものであり、その信用性は高い。従って、「第1の事案の概要」でも述べたとおり、江口主査は、令和3年7月15日から16日にかけてデータロガーで家庭用冷蔵庫の庫内温度を測定したところ、庫内温度を2度から8度に保つことができず、当初はデータロガーが故障していると疑ったが実際はそうではなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に設置しておく、2度から8度の間に収まらない正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるかと判断し、データロガーを外し、代わりに棒温度計を設置して温度管理することにしたものと認められる。なお、江口主査は、棒温度計での温度管理が植山保健センター所長の助言によるものであると証言しているが、

植山保健センター所長は、「私自身、江口さんのほうから棒の温度計を使用することについて、相談された覚えはございません。」とこれを否定している。また、松本保健師も「保健センターの保健師から、プロジェクトメンバーに対し、『リベルテホールの家庭用冷蔵庫にデータロガーがついていなくても問題ない。あるいは、棒の温度計で代用できる』等と言ったことはない。」旨を証言している。当時から保健センターでは、超低温冷凍庫にデータロガーを設置して厳格な温度管理をした状態でワクチンを接種していたところ、そのような厳格な温度管理をしなければならぬことを熟知している保健センターの保健師が、江口主査が証言するような助言をすることは到底考えられず、江口主査の上記証言は信用することができない。また、江口主査は、「7月16日の夕方に棒温度計を役場の中で探したんですけども見当たりませんでして、翌日17日に私の近所のホームセンターで自費で購入しておいたものです。」これは、令和3年12月9日の議事録に載っています。と証言している通り、棒温度計を町費ではなく、自費で購入している。これは、公務員の対応として極めて異例であり、植山保健センター所長の助言に基づくものであれば、このような対応は取らなかつたはずである。自分自身の判断に自信が持てなかつたため、町費で購入することを躊躇し、自費で購入したと考えるのが自然である。

イ、他の職員の認識(ア)石尾総合政策課長は、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種したことを認識していたと証言しています。前田総合政策課長補佐も同様の証言をしている。(イ)石尾総合政策課長は、上記事実は町長にも副町長にも報告しておらず、自身と前田総合政策課長補佐、江口主査のみが知っていたと証言している。前田総合政策課長補佐も同様の証言をしている。そして、東副町長はこれを知らなかつたと証言し、中川町長は令和3年10月上旬にこのワクチン接種の問題性について初めて認識したと述べている。以上の事実からすれば、中川町長及び東副町長は上記事実を接種当時は知らなかつたものと認められる。なお、濱坂保健師は、「この冷蔵庫で大丈夫なんですかっていうことは、上司の方々に伝えた。その場に誰がいたか明確には覚えていないが、芦高課長、石尾課長、副町長はおられたと思う。町長はおられなかつたと思う。」という趣旨の証言をしている。令和3年10月11日議事録41ページでございます。ただ、濱坂保健師の上記証言は、伝達の時期、場所、相手等の点で曖昧さを残しており、この証言をもとに、東副町長や芦高総務課長が上記事実を認識していたと認めることはできない。(ウ)植山保健センター所長は、業務時間中にデータロガーが外されていることを令和3年7月25日に認識したと証言し、

松本保健師は、「リベルテホールの家庭用冷蔵庫から業務時間中にデータロガーが外されたことは7月26日に植山保健センター所長から聞いた。」という趣旨を証言している。そして、松本保健師はその上で、「今御指摘いただきました 伺い書、書類という形で現場の声を上げるという方法を思い至らなかったのは、反省すべき点と受け止めさせていただきました。」と証言している。濱坂保健師は、「この冷蔵庫で大丈夫なのかなという不安を持ちながらいたことは事実です。」と証言し、藤原保健師も、「24時間管理できない棒温度計がなぜ使われるのか、おかしいという疑問をもっていた。」と証言している。以上より、植山保健センター所長、松本保健師、濱坂保健師、藤原保健師の4人は上記事実を認識していたものと認められる。ウ、職員の高取町に対する損害賠償責任(ア)責任の主体上記ア及びイの認定事実をもとにすれば、リベルテホールでのワクチン接種に責任を持つ立場のPTリーダーの石尾総合政策課長、PTサブリーダーの前田総合政策課長補佐、同じくPTサブリーダーの植山保健センター所長、PTメンバーの江口主査は、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンの接種について、本町に対し、損害賠償責任を負う可能性がある。現実にデータロガーを外し、棒温度計を設置したのは江口主査であるが、それを知らず何ら対応をしなかったPTリーダー及びPTサブリーダーにも江口主査と同様の責任があるものと言わざるを得ない。なお、PTメンバーではない、松本保健師、濱坂保健師、藤原保健師については、専門職であることから看護師総括や薬液充填の担当者としてワクチン接種に関与しており、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンの接種について認識していたのであるから、改善提案等をすべき道義的責任があったとは言える。(イ)過失の存在厚生労働省は、自治体向け手引き書として、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」をホームページに掲載しており、今回本町が使用した「12歳以上用ファイザー株式会社新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン」の「接種液の用法」として、次のように記載をしている。「冷蔵庫(2～8℃)で解凍する場合は、解凍及び希釈を1か月以内に行う。室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う。解凍後は再冷凍しない。希釈前に室温に戻し、無菌操作で希釈を行う。バイアルに生理食塩水 1.8 ミリリットルを加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和する。振り混ぜないこと。希釈後の液は、2～30℃で保存し、希釈後6時間以内に使用する。」と記載されています。この記載を遵守するならば、冷蔵庫で解凍する場合は、庫内の温度が2℃～8℃に保たれてい

なければならず、保たれている場合は解凍及び希釈は1か月以内が良いが、保たれていなければ室温で解凍する場合に該当することになり、その場合、解凍及び希釈を2時間以内に行わなければならない。自治体のワクチン接種の担当者であれば、この記載を確認し、これを遵守しなければならないのは当然であり、特段の理由も無いのにこの手引き書を遵守しない場合に過失が認められることは明らかである。上記4名の職員、これは、PTリーダーである石尾総合政策課長、PTサブリーダーである植山保健センター所長と前田総合政策課長補佐、そしてPTメンバーの江口主査のことですが、上記4名の職員は、厚生労働省が示すとおり温度管理されていないワクチンを町民2183人に接種したことによる抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことになり、これは以下の計算式より、2096万187円となる。これは、費用総額抗体検査費用の総額2691万3149円に抗体検査を受けた2803人分の2183人を乗じて算出したものであります。(エ)まとめ 以上より、上記4名の職員は自らの過失によって本町の財産権を侵害したものであるから、これによって生じた2096万187円の損害を連帯して賠償する責任を負う(民法709条)。(2)職員の身分上の責任 地方公務員法は次のとおり規定している。第30条、サービスの根本基準。すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務。職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。第33条、信用失墜行為の禁止。職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。上記4名の職員は、厚生労働省が示すとおり温度管理されていないワクチンを町民2183人に接種したことによる抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことは、上記各規定に違反するものと言わざるを得ず、従って、地方公務員法の第二十九条職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。一号この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合、二号職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、三号全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合との規定に該当し、懲戒処分を免れることはできない。(3)中川町長及び東副町長の政治責任 中川町長は上記4名の職員をPTメンバーに任命し、任命後も当該職員を指揮監督する立場にあるから、

中川町長が一定の政治責任を負うことは避けられない。東副町長も同様に当該職員を指揮監督する立場にある特別職の地方公務員として、一定の政治責任を負うことは避けられない。

第3、関係職員に対して取られるべき措置1、中川町長に対して(1)令和3年7月11日にシリンジが1本余った事案について 中川町長が本事案について政治責任を負うべきであることは既に述べたとおりであるが、責任の内容は他の事案に対する責任と総合的に勘案して決するべきである。(2)令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案ア、損害賠償責任 既に述べたとおり、中川町長は高取町に対し、金279万4051円の損害賠償責任を負うべきである。但し、町財政の観点から考えた場合、上記費用は全額国庫負担金で支弁されるものであるから、中川町長が町の一般財源に損害を与えたわけではない。また、もし、中川町長が上記損害賠償責任に基づき全額を本町に弁済した場合は、国庫負担金の返還も想定されるところである。そこで、本町議会としては、中川町長に対し、給与及び期末手当並びに1期目の退職金のカットという形で政治責任を果たすことにより、実質的に上記損害賠償責任を果たすことを提言する。具体的なカットの額については他の事案に対する責任と総合的に勘案して後に述べる。イ、政治責任(1)で述べたことと同じく、責任の内容は他の事案に対する責任と総合的に勘案して決するべきである。令和3年7月18日以降、データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案。既に述べたとおり、中川町長は本事案について職員の任命責任及び監督責任を負うものである。責任の内容は他の事案に対する責任と総合的に勘案して決するべきである。(4)(1)(2)(3)の各事案に対する政治責任 令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案に伴う損害賠償責任額は279万4051円、令和3年7月18日以降データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案に伴う関係職員の損害賠償責任額は2096万187円である。一方、中川町長の給与及び期末手当の金額はそれぞれ給与が76万円(月額)、期末手当が165万4900円(年2回)、1期目の退職金の金額は1580万8000円の予定である。そうすると、令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案に伴う損害賠償責任額279万4051円及び令和3年7月18日以降データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案に伴う関係職員の損害賠償責任額2096万187円の合計額2375万4238円のうちの1974万2900円に相当する金額のカ

ットを実行すべきである。そして、1974万2900円のカットの内訳としては、1期目の退職金の全額の不支給並びに給与の減給50%6か月及び期末手当の減給50%2回とするべきである。計算式はつぎのとおりである。退職金の金額1580万8000円+76万円これは給与の額ですね。 $\times 1/2 \times 6$ ヶ月それから、165万4900円これは期末手当の額 $\times 1/2 \times 2$ 回、合計で1974万2900円となります。なお、本町においては、平成11年9月22日に課長級職員が公共下水道工事に絡んで便宜を図るため偽装入札を行い、業者から現金を收受したとして、地方公務員法30条、32条及び33条に違反し、同法29条1項1号、2号及び3号に該当するものとして懲戒免職処分を受けたことがあるが、当時の町長が管理監督責任を負うものとして、平成11年12月28日に減給30%6か月の政治責任を果たしている。これと本件を比べた場合、中川町長自身が不法行為責任を負っていること、損害額が多額であること、住民の健康に直接関わりと共に新型コロナウイルスの感染拡大防止という国家的課題に関する事柄であること等を鑑みれば、上記処分案が決して重過ぎると言うことはできない。さらに、中川町長が上記カットに係る条例案を町議会に提出しない場合は、議員提案により条例案を提出、可決することが可能であり、上記カットの実現は議会の権限で実現可能であることを付言するものである。加えて、本件各事案が住民の健康に直接関わる重大な問題であることから、中川町長に対する措置について、退職金、給与、期末手当のカットに加えて、不信任決議や辞職勧告するかどうかを議会の権能において、議論し、決定することもできる。(5) 偽証罪での告発ア、事実関係(ア)中川町長の証言中川町長は、「7月11日の午後4時半か5時に開催された会議で、『二度打ちとか、そういうミスがなかったのか確認してくれ。』と言ったところ、『ない。』という返答だった。それで、最終的に様子を見ましようということになった。」という趣旨の証言をしている。これは、令和3年9月21日の議事録14ページに載っています。(イ)「伺書」の記載内容 令和3年7月11日付け松本聖子保健師起案の「伺書」証拠番号1ですが、5枚目の議事録には、中川町長のそのような発言は記録されていない。同議事録には、松本聖子保健師の「(注射器が1本余った原因として)考えうる可能性として『未接種』だけではなく『シリンジの重複接種』があること、その場合の感染症を中心とした健康被害や免疫獲得についての保障がなされないこと等を進言する。住民への電話連絡で正確な回答が得られない可能性は理解するが、シリンジが余っている事実をもって住民の健康を守るための対応を求めたいと回答する。」との発言が記録されている。この発言が事実だとすれば、そ

れを聞いていた中川町長が「二度打ちとか、そういうミスがなかったのか確認してくれ。」と質問すること自体が不自然である。さらに、同議事録には、それまでの議論を踏まえて、石尾総合政策課長が中川町長に対し、どのように対応すべきかの判断を求め、中川町長から「原因が特定できないなら、状況を静観する」旨の判断が示されたとあるが、その際、中川町長から質問が出されたとの記録はない。(ウ)町長の他の証言 中川町長は、「町長は『二度打ちとか、そういうミスがなかったのか確認してくれ。』と誰に言い、誰が『ない。』と回答したのか。」という旨の森川議員の質問に対し、回答をはぐらかし、誰に対する発言だったのか明らかにしていません。これは、令和3年9月21日の議事録18～19ページに記載されています。(エ)他の会議出席者の証言 7月11日夕方の会議には、令和3年7月11日付け松本聖子保健師起案の「伺書」4枚目によれば、中川町長の他に、東副町長、武平参事、芦高総務課長、榊井福祉課長、石尾総合政策課長、前田総合政策課長補佐、松本保健師が出席していた。しかし、この出席者全員が、中川町長が証言する「7月11日の午後4時半か5時に開催された会議で、『二度打ちとか、そういうミスがなかったのか確認してくれ。』と言ったところ、『ない。』という返答だった。」とのやり取りは聞いていないと証言しています。これは、令和4年2月15日の議事録7ページでの松本保健師の証言、同17ページの武平参事の証言、同20ページの芦高総務課長の証言、21～22ページの東副町長の証言、71ページの石尾総合政策課長の証言、82ページの榊井福祉課長の証言にございます。なお、前田総合政策課長補佐は58～62ページで、「誰かから上記の質問がなされ、それに対して松本保健師が上記の回答をしたことを覚えている」旨を証言していますが、質問者については特定できないとしています。イ、偽証罪への該当性 アからすれば、町長の百条議会での上記証言が偽証罪（地方自治法100条2項、民事訴訟法201条1項、刑法169条）を構成する可能性がある。「状況を静観する」との判断の理由が、「二度打ちの可能性がないことを確認したから」ということになれば、その時点での「状況を静観する」との判断はやむを得なかったことになり、町長自身の責任を軽くすることに繋がるので、偽証の動機もある。ウ偽証罪での告発 中川町長を偽証罪で告発するか否かは、今後の議会の判断である。なお、刑事訴訟法は次のように規定している。第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

2、石尾総合政策課長 (1) 令和3年7月18日以降、データロガーが設置さ

れていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案。既に述べたとおり、石尾総合政策課長は高取町に対し、令和3年7月18日以降、データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案に関し、金2096万187円の本町が受けた損害を、前田総合政策課長補佐、植山保健センター所長、江口主査と連帯して賠償する責任を負うべきである。但し、町財政の観点から考えた場合、上記費用は全額国庫負担金で支弁されるものであるから、石尾総合政策課長ら4名が町の一般財源に損害を与えたわけではない。また、もし、石尾総合政策課長ら4名が上記損害賠償責任に基づき全額を本町に弁済した場合は、国庫負担金の返還も想定されるところである。一方、石尾総合政策課長の行為が地方公務員30条、32条及び33条に違反し、同法29条1項1号、2号及び3号に該当することは既に述べた通りである。また、関係職員の懲戒処分としての減給は「高取町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」により最長6カ月、最大、給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1までと規定されています。そこで、本町としては、石尾総合政策課長に対し、減給等の懲戒処分を科し、それによって実質的に損害賠償責任も果たすことを提言する。(2) 偽証罪での告発ア、事実関係 令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案に関し、石尾総合政策課長は、同月16日に保健センターから運搬し、リベルテホールの家庭用冷蔵庫の冷凍庫に入れたワクチンが再冷凍ワクチンに当たるか否かを奈良県及びファイザー株式会社に電話で問い合わせをしたのが自身の部下である前田総合政策課長補佐であると繰り返し証言しています。この点について、令和3年7月20日付け植山保健センター所長起案「伺書」には、松本保健師が作成した「7月16日に移送されたワクチンに関する対応について」と題する文書が綴られているが、この文書の2ページに、7月19日に松本保健師が奈良県の担当者である松井氏に電話した際、松井氏から「本日午前中に石尾さんという方から問い合わせがあったことが伝えられ」たとの記載がある。このことを令和3年9月29日の百条議会で質問された際にも、石尾総合政策課長は、「僕からという電話は、前田課長補佐で間違いのないところです。」と明確に松本保健師作成の文書の内容を否定している。ところが、令和3年10月7日付けファイザー株式会社作成の回答書(証拠番号8)、それから令和3年10月8日付けファイザー株式会社作成の回答書(証拠番号9)及び令和3年10月8日付け奈良県福祉医療部医療政策局新型コロナワクチン接種推進室長作成の回答書(証拠番号16)において、両者に問い合わせをしたのは石尾総合政策課長だと明記されるに及んだ。このため、

石尾総合政策課長は、令和3年10月19日の百条議会において、「これまで、この百条議会の中で何回も私に対して質問をいただきました。なぜ、県なりファイザーなりがそのように私というふうにおっしゃるのかというところですが、電話の最初、プロジェクトリーダーという立場から、私が県、ファイザーに電話をかけました。ただし、あとの詳細の説明については課長補佐の前田にさせていただいたというふうなことでございます。これまで間違っただけの証言をこの場でしてしまいまして、大変議員の皆様には御迷惑をおかけしてしまいました。大変申し訳ございません。」と弁明した。イ、偽証罪への該当性。石尾総合政策課長の「間違っただけの証言をこの場でしてしまい」との上記証言は、次に述べる理由から到底信用することができない。既に述べた通り、石尾総合政策課長は、奈良県及びファイザー株式会社に問い合わせをしたのは前田総合政策課長補佐であると繰り返し証言しており、松本保健師作成の文書で、高取町役場から問い合わせの電話をしたのが石尾総合政策課長だと奈良県の担当者に指摘されても、証言内容を修正することはなかった。もしも、「電話の最初、プロジェクトリーダーという立場から、私が県、ファイザーに電話をかけました。ただし、あとの詳細の説明については課長補佐の前田にさせていただいた」という旨の石尾総合政策課長の証言が正しければ、松本保健師作成の文書を見た時点で自身の証言内容の修正をする機会があったはずである。ところが、本件と何ら関係の無い奈良県及びファイザー株式会社の回答書が本町に提出されるや否や即座に「間違っただけ」と証言内容を修正することはいかにも不自然である。そもそも、ワクチンの保管方法の適切性という極めて重要な問題で問い合わせをしているのであるから、部下に電話をさせ自分は全く電話に出なかったのか、電話の冒頭だけ自分が出てその後部下に替わったのかということ覚えていないとか、間違えるとかいう事態は通常考えられない。PTの問い合わせによれば当該ワクチンが再冷凍ワクチンに当たらず、松本保健師の問い合わせによれば再冷凍ワクチンに当たることになり、問い合わせの際に本町側が奈良県及びファイザー株式会社に提供した情報の真実性が論点になるに及び、自身の提供した情報が虚偽又は不正確であったと指摘されるのを恐れて、部下である前田総合政策課長補佐が電話したと虚偽の証言をしたと考えるのが自然である。自身の不手際を部下に押し付け、自身の責任を軽くするという意味で、偽証の動機も十分に認められる。従って、石尾総合政策課長の上記証言が偽証罪（地方自治法100条2項、民事訴訟法201条1項、刑法169条）を構成する可能性がある。石尾総合政策課長を偽証罪で告発するか否かは、今後の議会の判断である。なお、前述のとおり、刑事訴訟法は次のように規定しています。

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

3、前田総合政策課長補佐及び植山保健センター所長 石尾総合政策課長について述べたことと同様の理由から、本町議会としては、前田総合政策課長補佐及び植山保健センター所長に対し、減給等の懲戒処分を科し、それによって実質的に損害賠償責任も果たすことを提言する。なお、前田総合政策課長補佐については、奈良県及びファイザー株式会社に対する問い合わせを自分がしたと証言したことについて。この証言は、令和3年9月24日議事録79～80ページに記載されています。そのことについて偽証罪に該当する可能性も認められる。

4、江口主査 実際に令和3年7月16日にデータロガーを外し、同月17日に棒温度計を設置した江口主査の責任は重いと言わざるを得ない。石尾総合政策課長について述べたことと同様の理由から、本町議会としては、江口主査に対し、減給等の懲戒処分を科し、それによって実質的に損害賠償責任も果たすことを提言する。なお、江口主査は、棒温度計での温度管理が植山保健センター所長の助言によるものであると証言しており、既に述べた通り、江口主査の上記証言は信用することができないため、偽証罪に該当する可能性も認められる。

第4、再発防止策 再発防止策につきましては、議会の皆さんの方で、協議して、提言していただくべきものであると考えられますので、この原稿では、なんら記載してはございません。

第5、終わりに1、損害賠償責任額と給与カット額の対比。令和3年7月21日に再冷凍ワクチンを接種した事案に伴う損害賠償責任額279万4051円及び令和3年7月18日以降データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案に伴う関係職員の損害賠償責任額2096万187円の合計額2375万4238円に対し、中川町長の退職金や給与カット額は1974万2900円となります。従って、本提言書における給与カットにより、本町の被った損害の約83%をカバーできることになる。

2、本提言書の提言の実現に向けて 本件各事案の重大性を鑑み、中川町長におかれては、本提言書の提言を最大限尊重することが求められることは言うまでもない。本町が本件各事案からどのような教訓を汲み取り、今後、町民の健康の確保にどのような姿勢で関わっていくのか、その真剣さの程度が中川町長の判断の中身によって、町民に評価されることは言うまでもない。既に述べた通り、中川町長が上

記カットに係る条例案を町議会に提出しない場合は、議員提案により条例案を提出、可決することが可能であり、上記カットの実現は議会の権限で実現可能である。また、関係職員に対する懲戒処分についても、中川町長が毅然とした姿勢を示さなければ、町民から住民監査請求、住民訴訟を提起される可能性も無しとしない。中川町長におかれては、本提言書の提言を最大限尊重することを改めて求めるものである。以上となります。ありがとうございました。

○委員長（新澤良文君）　ありがとうございました。それでは、ただ今の山下弁護士からのご説明を受けて、委員のみなさまからのご質問をお受けいたします。なお、ご質問は質問者席にお願いいたします。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君）　谷本でございます。山下先生にお伺いをさせていただきます。ただ今の朗読をいただいて、詳細に説明していただきました調査報告書の原案でございますけれども、大きな項目といたしまして、事案の概要、講じられた対策、町長以下関わった職員の責任、損害賠償責任を含む、それから、関係職員に対して取られるべき措置、職員の懲戒処分の記述、偽証罪での告発ということでございますが、これは、あくまでも山下先生ご自身で判断されて執筆されたのか、あるいは議会の方から大きな項目をご提示されたのかちょっとお伺いしたいと思います。

○弁護士（山下　真君）　自席でよろしいでしょうか。

○委員長（新澤良文君）　はい、お願いします。

○弁護士（山下　真君）　この報告書の案の構成につきましては、私の方で考えました。で、内容を議長、副議長にご覧いただきまして、関係職員がとるべき措置等につきましては、私の意見に加えまして、議長、副議長の意見が入っている部分もございます。

○委員長（新澤良文君）　谷本委員。

○3番（谷本吉巳君）　はい、ありがとうございます。私としましては、私の考えとしましては、この報告書なんですけれども、ちょっと不十分ではないかなという私は思いがあります。一応私の調査報告書の考え方につきましては、新型コロナワクチン接種事業に係る事故の実態に関して、まず1つ目として、何が行われたのか事実を確認して明らかにすること、それから当該事案を二度と起こらないよう再発防止策を提言すること、責任の所在を明らかにすること、この大きな3つの柱が必要であるというふうに思います。あと、まあ、報告書の記載項目については、また後で議論すべきことだと思いますが、調査の趣旨とか、委員会の設置、名称、定数、

氏名等、で開催状況、日時、場所、協議内容等、証人の出頭、氏名、証言を求めた内容等、あと、明らかになった事実、個人の責任の程度、あと、結論として問題点、改善策、総括、提言、これぐらいの記載項目が必要ではないかというふうに私自身は考えるものでございます。これは、また後で議論いただければというふうに思います。以上でございます。

- 委員長（新澤良文君）　ちょっと私の方から1点。谷本議員あの具体的に色々な提案いただいたんですけどもね、これあくまでも山下先生の、法律家としての、弁護士としての提言書に対する報告書というのは、提案、あくまでも、だから、案なんですけども、だから、そこで、議論をしていって議会の中で、調査報告書を作成するという、もう今、谷本委員もいいことおっしゃってくれました。事実関係を明らかにしという点でございますけどもね、あの、ほんとに僕、この事実関係を明らかにしなければいけないという部分、座ってくださいね、部分においてね、これもう町民の方からもお叱りを受けるかもしれませんが、記憶にございません、覚えておりませんという町長に対してね、失礼かもわかりませんが、何度も何度も同じ質問をさせていただきました。これ事実関係を明らかにするという点においてね、この一番の根っここというかね、一番の元の部分においてはね、これ町長の記憶がないところでございます。町長の記憶を思い出していただかないと事実関係は明らかにできないということになるんですけども、であるならばね、これ調査報告書というのは、急いで作らないといけないものでもない、調査報告書っていうのは、そら、早いに越したことはないんですけども、谷本委員がおっしゃった通り、いいことおっしゃいましたね、事実関係を明らかにしっていう部分においてもね、だから、あの1年でも2年でもね、事実関係が明らかになるまで百条委員会やったらいいと思うんですよ。あの、そういうことでしょ。事実関係を明らかにするっていうこと、これは大事じゃないですか、町長のその記憶にございませんでけやなしに、他の部分もあるじゃないですか。だから、その百条委員会をこれからも、そういう提案ですよ、ここで終わるんやなしに、百条委員会まだまだやれやっていう提案ですよ、違うんですか。

谷本委員。

- 3番（谷本吉巳君）　あの、はい、あの証人尋問はもう私は終了したというふうには認識はしておりますので、それを踏まえて、調査報告書を町民の皆様方にとどのような形でお知らせするかという、まあ、この、内容ですよ、調査報告書の内容について協議するというふうに私考えております。それと、記憶にないという風に町

長は、おっしゃっている訳ですけれども、記憶を例えば、呼び戻せとか、そういう強要はたぶんできないと思いますので、これはこれでもう仕方がないというふうに私は考えております。以上です。

- 委員長（新澤良文君） あの記憶にないというのをね強要せえとかいう僕はそういうような話をしているんじゃないんです。記憶にないということをこれお認めになるんですか。記憶にないというのは、言えないということじゃないですか。というのは、じゃあ、具体的に言いますよ。例えば、町長に二度打ちの時に、どうして感染症の対策、あるいは抗体検査等々の感染症検査等々の、そういう考えに至らなかったんですか。なんでここで様子を見るってことにしたんですかっていう、僕の質問に対して、すいません、記憶が曖昧でってこうおっしゃってるんですよ。そういうことに至った判断をする記憶がないはずがないじゃないですか。でしょ。自分で判断しておるんですよ。これをやるかやらないかっていう判断を、その記憶がないっていうのを、委員は谷本委員はお認めになるってことですか。

谷本委員。

- 3番（谷本吉巳君） あの百条委員会での発言というのは、これはもう重要視しなければならぬということで、他のまあ委員長以外委員が例えば、おかしいんじゃないですかというようなことは、その発言に対してですよ。私はその、記憶にないとかおっしゃっているのであれば、それは私は尊重されるべきと、私自身はそう思います。

- 委員長（新澤良文君） あのね、そやからね、事実関係を明らかにしなければいけないという、谷本委員の先ほどの提案とこれはその相反するんですよ。だからね、町長を守りたいんかも分かりませんが、町長の判断によって起きてる事案というのは、これ、あるわけなんですよ。あくまで、これ、一番初めの、この抗体検査、感染症検査、これ3か月もの間、町民をね危険に晒した訳なんですけども。いまだにわかりませんよ、どういう後遺症が出るか、わかりませんが、それにおいてね、元の判断、もうそもそもの話ですよ。ちょっとチャイムが鳴りましたんで、ここで12時になりましたけども、このまま延長させていただきます。よろしゅうございますか。

（「はい」の声起こる）

- 委員長（新澤良文君） 再開します。だからね、そのね、対策をなにもしない、僕の質問というのは、対策をなにもしない、様子を見ようという判断に至った根拠あるいは、なんでそういう判断に至ったのかというのを町長にお尋ねしたところ、記

憶にございませんっていうことなんですよ。これ記憶にないはずがないじゃないですか。いや、自分の中で判断したから、行動する訳じゃないですか。そうでしょ。その記憶にないっていうのを議員しながら認めるんですか、二元代表制のチェックもできないじゃないですか。はい。

谷本委員。

- 3番（谷本吉巳君） 先ほど申しましたように、百条委員会というのは、非常に重みがあって、偽証罪で告発できるという事実を述べなければならぬ委員会でございます。その中で、記憶にないということであれば、それはそれで、尊重私はすべきであって、それをおかしいやないかということは、まあ、委員長のお考えやと思うんですけども、私はもうそれは、尊重されるべきだと、私はそう思います。
- 委員長（新澤良文君） ちょっと待ってください。百条委員会の中での意見であるからってということなんですかね、百条委員会、だからね、逆の意味を言えばね、百条委員会であるから百条権議会が行使してる訳なんやから、その当時あったこと、起きたこと、すべて本当のこと言わなければいけないですよ。これ一緒ですよ、考えは一緒ですよ。そんな中でね、シリンジが1本余りました。この対応について、町長は、様子を見るという判断になりました。その次の日に副町長以下幹部の者が町長様子を見るのはちょっとまずいですよと、もう一回考えて、考え直していただけませんかというように諫言をした。それについて町長は、私が一回決めたことやからとまたつっぱねたと。判断ありますよね。自分の中で、自分の中で判断されてますよね。判断されてますよね。判断されていることに対して、百条権を行使している議会がやね、その判断を、どうしてあれしたかということをお聞かせくださいということであって、それを記憶にないっていうね、いう回答において、百条委員会、百条議会っていう、あの百条委員会ということで、偽証罪に等々があるから、守ってあげなきゃいけないとかみたいなこと言うけども、いやいや、個人の意見というのは尊重されないといけない、なんで町長側に立って、そんなこと言えるんですか。僕ら今議会として、この町長が違法、違法なことをやったこと、これお認めになりますね。職員も違法なことをやったこと、これお認めになりますよね。これ法的な立場から、今見識いただいている、議会として、なんでこういう違法なことは町長はされたのかということ真相を究明しに行かなあかん中において、なんでそうやって向こう側、その町長側の立場を守るような発言をされるのか、これが僕ちょっとわからないんですよ。真相究明していかなあかんでしょ。事実も追及していかなあかんでしょ。谷本委員手挙げていいこと言われました。それで、

僕は、それを町長の発言がきちっと聞かなければ、真相を究明できないでしょという  
ことに対してね、いやいや町長のあの、記憶にないっていう百条委員会の発言に  
おいては、それは尊重しなければいけないって、これ違う議員さんも言うてはった  
けども、そんなことで真相究明できるんですか。町民の命守れるんですか。それほ  
んまに考えてはるんですか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） あのまま、委員長の思いはよく理解はできるわけですが、  
何回も申し上げますが、百条委員会でございますので、記憶にないということ、  
いや、それはおかしいやないかと、当時の判断を覚えてないのかという、まあ、思  
いは十分理解はできますが、記憶にないとおっしゃっているものを、委員としてで  
すよ、どうすることもできないというふうに私は考えております。以上です。

○委員長（新澤良文君） 水掛け論になるんやけどもね、あの、ここは真相究明して  
いく場なんです。だから、偽証罪もあるし、嘘をついたらあかんっていう中でね、  
町長ゆうたら、この高取町のトップですよ。この人の判断においてやらはったんで  
しょ。だから、その記憶にないっていうこと自体がやね、まあ、あの、本当なのか、  
嘘なのかっていう部分においては、これどう思っています。記憶にないってこと  
を信じてはるんですか。ていうか、その百条、おっしゃるように、百条委員会の中  
やから、記憶にないっていう発言も尊重しやなあかんというお立場なのか、記憶に  
ないっていうのを信じてはんのかどっちなんですか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） まあ、今委員長がおっしゃったように、百条委員会での中の発  
言ということで、尊重はしなければならぬという風に思いますが、信じているか、  
疑っているかというのは、というよりも、まあ、これ申し上げにくいですが、まあ、  
町民の方もどう思われるか分かりませんが、トップとしてですよ、町長として、そ  
の当時の判断を失念しているということは、私は、まあ、問題があるとは思いますが。

○委員長（新澤良文君） だからね、繰り返しになるんですけどね、町長はこの判断  
をされた、だから、自分の判断においてね、下の職員、町の職員、動いてる訳なん  
ですよ、もう何もしない、なってる訳なんです。だからね、報告を受けた、自分  
は報告を受けた、谷本委員ちょっと町長の立場になってくださいよ。報告を受けた、  
どうしようかなって考えますよね。だからこれ、様子を見ようという判断に至るわ  
けですよ。でも、これとりあえずやばいなど、ばれたらやばいなど、様子を見よ  
かということなのか、まあ、大丈夫やろうということなのか、そう辺は自分の中で

は考えはあるわけじゃないですか。まだしも、次の日に幹部職員が来てるわけなんですよ。諫言してるんですよ。なんで、僕の問いは、なんで町長幹部職員の諫言されたときに、なんで聞かんかったんですかと、すいません、それも記憶にないですって言いはるんですよ。そんなこと認めてて、町議会は、あの、二元代表制、チェック機能果たせますか。記憶にございません、記憶にございませんって昔総理大臣どっかの総理大臣言っとったけども、よく、あの、今でもありますやん、協議の中でも、マスコミや、あるいは、一般の国民の方に怒られますけども、おんなじことですよ、言うてはんの。その記憶にないところを思い出していただかないと判断できないこともあるんですよ。町長の記憶の中で、どういった判断で、そういうふうな対応をしたんかという。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） ちょっとね、山下先生に見解をお伺いして委員長よろしいでしょうか。

○委員長（新澤良文君） はい。

○3番（谷本吉巳君） そしたらあの、百条委員会で記憶にないという証言がありました。そんなんおかしいやろ。思い出せ。町長やろ、判断した経緯について覚えてないわけないやろという発言はね、これ人権侵害には当たりませんか。

○委員長（新澤良文君） 思い出せみたいには言うてませんよ、思い出してくださいというてるんですよ。知っててなんか、恣意的に荒っぽい言い方したけども、みんな話合ってきたん、これ。話し合ってきた内容あったらこれひどいよ、これ言うてること。山下先生あの答えてください。

山下先生。

○弁護士（山下 真君） まあ、あのご本人の認識は、ご本人しかわからないので、覚えている、覚えていない、まあ、そのまあ発言を、まあ、そのご本人の認識を言ったものとして、受け止めなきゃいけないですけども、まあ、それを第三者が評価するということは、可能かと思えます。そんなはずないだろうとか、まあ、だから、本人が覚えていないと言っている以上は、それ以上の問うてもどうしようないけれども、まあ、それを評価することは可能だとは思えます。そのことが、評価することが人権侵害っていうことは、程の事はないと思えます。

○委員長（新澤良文君） はい、あの僕人権侵害って受けて立ちますよ、全然。町長に訴えられるんだったら。町長人権侵害かなんか訴えるって言うてるんですか、谷本さん。

- 3番（谷本吉巳君） いや、全然そんなこと。
- 委員長（新澤良文君） 町長とどんな話したん。してないでしょ。
- 3番（谷本吉巳君） だから、強要すること。
- 委員長（新澤良文君） 町長の立場で言うてたんですか。
- 3番（谷本吉巳君） いや、なくて強要すること。
- 委員長（新澤良文君） 強要じゃないんですよ。僕は、質問してるんですよ。真相を究明するために。これ百条委員会って甘く考えてない。これ、今回の事案事態を甘く感じてない。
- 3番（谷本吉巳君） いやいや、そんなことないです。
- 委員長（新澤良文君） でしょう。じゃあ、ほんなら、町長に対して記憶にないっていうの、記憶にないはずがないっていうのは、お認めになるでしょう。いやいや、これ記憶にないって自分で判断して、対策練って、打ってる訳なんやから、その判断が記憶にないっていうことはありえないじゃないですか。
- 谷本委員。
- 3番（谷本吉巳君） あの、まあ、委員長と私とまあ、ここで、まあ、議論という形になっているわけですけども、まあ、この、判断については、まあ、それぞれ主観がありますのでね、他のまあ、委員さんも含めてどのように感じておられるのかは別ですけども、私は、何回も言いますけれども、百条委員会での発言は当然尊重されるべきであって、思い出してください、思い出してくださいっていうふうに再度求めても思い出せないということであれば、それ以上質問することも私は、できないというふうに判断しております。私の見解はそういうことでございます。
- 委員長（新澤良文君） 質問することはできないの。じゃあ、真相究明すんなってことやね。じゃあ、百条委員会って、百条権を議会が行使した時にね、都合が悪いことは、覚えてない、記憶がないって発言であれば、全部許すってことになってまうじゃないですか。今後もそうじゃないですか。議会として、都合の悪いことを追及されたら、あの、行政、執行部は記憶にございませんっていうといたら、もうそれ以上言うたらあかんでっていうこと。議会でこれ、あの、あれしようという、そういう判断なんですね、谷本委員も。それもう役所で勤めとったからそういう判断になんの。どういうことなん。俺ちょっとわからない。感覚がわからないですよ。
- 谷本委員。
- 3番（谷本吉巳君） なんか私の思いがなんか委員長には伝わってない。別に町長を擁護する気持ちも全くございませんよ。全くございませんけれども、何回も言い

ますけど、職員も一緒ですよ、記憶がないというふうにおっしゃているのであれば、それ以上記憶のないものを思い起こせ思い起こせっていうことで、思い出してください、いうことで例えば、時間を与えて何日後にまた証人尋問をするということも可能やと思いますけれども、何回も何回も思い出してくださいっていうことで、私は質問はするのは、私ですよ、私自身は難しいなというふうには思います。

○委員長（新澤良文君） まあ、あの、谷本委員の言うことはちょっと意味が分からないんやけども、それやったら、そもそも、もうこんなんね、百条委員会なんかね、やめとったらええねん、追及なんかしやんかったらええっていうことではないんですか。いやいや、じゃなかったらね、記憶にございませんって都合のいいとこだけ発言したら、それ以上聞くなっということでしょう。こんな記憶にないはずがないんやん。人間であれば。そうでしょう。まして、町長ですよ。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 町長であろうが、職員であろうが、それは、私は関係ないですよ。町長。町長であろうが、職員で、ましては職員でも一緒ですよんか。一緒ですよん。あの、記憶にないというふうに職員が発言されてるものを何度も何度も記憶を思い出してくださいっていうことで質問をするのは、私は適当ではないと、私はですよ、はい。

○委員長（新澤良文君） だから、僕その、職員に対して何回も質問してますか。記憶にないって。いや、この百条委員会でね、たいがい潔いですよ、職員は。ほとんどほんまのこと言うてると思いますよ。ただあの、考え違いや思い違いがあったとしても。潔くないのは、町長だけですよ。そうでしょ。これ記憶にないっていうことと言うんやから、報告受けて、自分で判断下してる訳なんですよ。その時の判断は、どうしてそういう判断に至ったんですかっていうという問いですよ。これが記憶にないって言うんやから、それ認めるんですか、議会は。おかしいこと言うわ、そやけど。ちょっとこれ12時も入りました。これちょっと暫時、ていうか休憩します。1時半から再開します。休憩。

午前 12時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。では、他に質問のある方がいらっしゃれば。

森下委員。

○7番（森下 明君） 山下先生にお伺いをしたいと思います、この報告書案とい

うものをいただきまして、私たち議会といたしましては、この報告書案をもとに、全員協議会等において、どういう方向で報告書を作っていこうかという協議をこれから進めていくと、ついては、この再発防止策についてもその中で、協議をいただいたらどうかということであろうかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○弁護士（山下 真君） 議会の進め方については、私が意見をすべき立場にはございませんので、議員のみなさまでお決めになられたらと思います。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） あの、以前に先生にアドバイスいただいたときに、あの、委員会というよりは、全員協議会等の方がいいかもしれませんねというお言葉をいただいております。まあ、記憶になれば、もうそれはそれでいいんですが、あの、そこで、それであるとすれば、先ほど谷本議員の質問の中で、この報告書は山下先生がお作りいただいたものですかという質問に対して、理事者あるいは管理職の責任について、正副議長から付け加えろという話があったので、加筆させていただいたという回答いただきました。これは間違いないですか。

○弁護士（山下 真君） はい、あの、関係職員の責任のあり方に関しては、一部議長副議長のご意見は反映されている箇所はございます。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） こういうことこそ本来は全協であったりいう中で議論すべきものであって、この報告書を作る前提となるこの提言、私は提言書やと思うんですが、提言書にそういうことが協議する前に含まれている、いうことについてはいかなものであろうかという風を感じておりますが、それについて先生はどういうふうにお考えですか。

○弁護士（山下 真君） まあ、あの、ちょっと私が答えるべき立場であるのかどうか分かりませんが、まあ、あの、先ほど冒頭申しました通り、高取町議会が、この問題に関する調査を特別委員会の方に付託をして、で、その特別委員会の方が議会に報告をする。特別委員会の委員長は、新澤委員なので、新澤委員が私はいくつかの意見だということで、他の委員のみなさまにお諮りすると、これも、これ、あくまで、私は原案を原稿を作っただけの立場のなので、あくまで、委員長の案として、他の委員にお諮りしてるという、まあ、そういう体裁だと私は認識してます。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） はい、そういうことでしたら、そういう形で、我々は、対応させていただきたいと思います。先ほど、谷本委員の質問にも、意見にもありまし

たが、証人が記憶をなくしていると、それは自分の保身であろうと、本当に記憶にないという状況であろうと、記憶にないという発言は、私は、しょうがない、それを罰する方法もないというふうに思います。その記憶を探るために、本当はどうであったか探るために周りの人たちの証言を得て、ここで、百条委員会で明らかにしてきたんではないかという風に思っています。そこで、山下先生にお伺いをいたします。7月11日事案について私も質問をさせていただいた中で、シリンジが1本余ったという現象について、担当看護師から報告を受けた課長一人が、県から来ている職員に対して、どういう風な方策を取ったらいいでしょうかという質問をされていた、武平総括参事はその質問に対して、対象者は何人ですかと、すぐにその人たちに電話するなり、対応しなさいという指示をされています。そのことがその報告書には一行も載っておりませんが、これ大した事案ではないと、大した事柄ではないというふうにお考えでしょうか。

○弁護士（山下 真君） ちょっと、その前提としてちょっと確認をしたいんですが、武平参事に相談されたっていうのは誰なんですか。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） 榊井課長です。

○弁護士（山下 真君） そのやりとりはこの百条委員会の中であつたんでしょうか。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） 私が質問しておりますので、百条委員会ででております。そこで、榊井課長も報告を受けて、武平参事に電話をして、その対応を求めました。武平参事は、すぐに対象者について調査しなさいと指示をしましたという回答をいただいております。しかしながら、その指示を受けた榊井課長については、その後、なんの対応もせずに、夜5時からの会議までなにもしない、ましてやその中で、そういう指示をされたという発言もしていない。この報告書を見る限り、誰もまともな質問をしていない、発言をしていないということで、町長は、なんの情報もなにもままに様子を見ましようと言うたんかということになっております。これ余りにも非論理的じゃないでしょうか。これ指示を受けてなにもしなかった人間がその夕方の会議の時になんの発言もしていない、他の人間もなんの発言もしていないのに、松本保健師、一人がなんらかの発言をされたところに載っておりますが、それ以外の職員、管理職については、それらしい発言をしていないということなんです、ただ一人、前田補佐については、誰かが初めは町長と言うたんですよ、町長がされまして質問をされましたいうふうに、この場で前田補佐は発言しております。それ

がそういうあれがなかったということであったんでしょう。私の真後ろに座ったおられた山下先生がえっていうふうに声を出されました。意外やったんでしょう。そういう発言をしたいうふうに前田証人が答えた時に、その後、何人かの質問、何日かの日を経ってどなたかはわかりませんが発言がありましたというふうに前田補佐の発言はなっているはずです。報告書には、そういうふうになっております。とすれば、町長は何の情報を持って、様子を見ましようというふうに言うたのか。記憶のない中で、みんなの証言をもとに、その時の町長のない記憶をたどろうとしたというということになってくるかいうふうになるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○弁護士（山下 真君） ちょっと待ちください。

○委員長（新澤良文君） 先生探している間に、僕からちょっと一点。森下委員も町長の記憶のないというのは、これお認めになるというか、そのもう仕方がないと、まあまあ、以前もそういう発言をされている。で、もう一点ね、行政として、シリンジが1本余ってしまった時の対応っていうのは、これもう、厚労省からの指導のもと決まってるんですよ。これは、感染症検査、抗体検査やりなさいというこれぐらいの知識はまあ、町長にもあったと思うんですけども、だから、その部分において行政としたら厚生労働省から指導のもとね、そういうことになっている。針刺し事故というのは、そういうことなんですよね。あの、保健センターでも、以前にもあったんですけどもね。だから、それをしないでという判断に至ったっていうところにおいてね、記憶にないっていうことはないんと違うんかなと僕は思うんですよ。だから、今、森下議員がおっしゃってんのは、なんの情報もない町長がかわいそうにっていうのは、いや、ほんじゃあ、情報もない、かわいそうにやめておきましょう。なんの情報もない町長が判断の基準もわからへんやないかっていうふうにおっしゃってるんかもしれないけども、これは、もうなにをしやなあかんかっていうのは、行政としては、絶対わかってるんですよ。それは、わかってくれてますよね。

○弁護士（山下 真君） あの7月11日にシリンジが1本余った事案について、最終的にですね、高取町としてどういう対処をするかということが、町長出席、町長が出席した会議で、最終的な結論が決まったというふうに私は認識しております。それ以前に武平参事の指示を榊井福祉課長が実行しなかった理由が、まあ、なんなのかはわかりませんが、まあ、あの、いずれにしても最終的にその事案について、まあ、公表、シリンジの1本余った事案について公表しないと、特段対応もしない

ということを決めたのは、中川町長ですので、その中川町長の判断の是非について、あの議会としてですね、その判断が正しかったのかどうかということ、まあ、決めれば、それで私は、足りるんじゃないかというふうに考えておりました、それ以前に関係職員の間でまあ、色んなやり取りがまあなされたっていうことはあったのかもしれませんが、ただ、町の最終方針を決めたのは、その中川町長出席のもと、7月11日の午後4時半か5時に開催された会議で決まったことで、なので、私としては、そのことも是非を問えば足りるのかなという認識でですね、報告書の原稿の方は記載させていただいた次第でございます。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） 私は、申し上げたいのは、まず、その時点で初動しておれば、この案件は起こっていないということなんです。その指示されたときに、その課長が動いておれば、この案件は発生していない。それ、もう59人に対してすぐに調査しておれば、この案件は、発生しなということ。そこから私はスタートしております。なにも町長かわいそうとか思ってません。最終的な判断を下した町長の責任は重い。これはみんなおんなじ思いです。当然、このワクチン接種に当たって、こういう案件が起きた時には、行政としてどうすべき、当然わかっておらなければならぬ。トップである町長の責任をもう軽くしようとか、全くそんなことは思っておりません。ただ、この事案について、初動をしておれば、この案件は起きなかったという、私は大きな問題やと思うんですが、この問題が、この報告書には定義されていないということは、この初動しなかったということは、さほど大きな問題ではないというふうに弁護士先生は考えておられるのかどうかということをお尋ねしております。

○弁護士（山下 真君） えっと、あの、ただその武平参事が、その二度打ちをされた可能性がある人に対して電話で調査をしたらいいのではないかというような発言は、この証拠番号1の松本聖子保健師が作成された伺い書の5枚目の対応協議というところには、武平参事のそういう発言は記載されてないんですよね。んー、だから、そのちょっとその武平参事の指示を受けて、なぜ榊井課長がすぐにそれを実行しなかったかはわからないんですけども、まあ、榊井課長、ちょっとその時の議事録、ちょっと私も今覚えてないので、わからないんですけど、榊井課長としたら、いや、自分、武平参事の指示だけで動くんじゃないかと、まあ、最終的には、中川町長の判断を仰いで、その指示の下で、まあ、動こうっていうふうに、まあ、その時点で判断されたんだとしたら、まあ、そういう、福祉課長対応がまあ、その、公務

員としてあるまじきとも言い難いのかなと、まあ、その参事は、そういう意見だけ、まあ、町長の意見も聞いて、判断しようというふうにその判断されたんであれば、まあまあ、だからと言って、そのまあ、榊井さんがすごい悪いということにはならないのかなっていうふうには、まあ、思いますけれども、ただその、先ほども申しましたように榊井さんがちゃんとやればこういうことも起きなかったってことは本当にそうなのか、どうなのかということは、ちょっと僕はよくわかりません。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） 榊井さんが指示を受けて動けなかったと、なんで動けなかったんやという質問もさせていただいて、その後のワクチン接種業務についていたため、その仕事に追われていうふうに、回答されております。ただ、その場には、榊井課長だけでなく、プロジェクトサブリーダーである石尾課長もおりました。自分が動けなければ、他の人間にお願いすればいい、相談すればいいだけの話です。その場に、プロジェクトのサブリーダーもおったわけやから。そういう意味で。

○委員長（新澤良文君） 石尾リーダーですね。

○7番（森下 明君） 石尾プロジェクトリーダーに相談、当然町長にするより、まず、そこにプロジェクトリーダーがいてる訳やからそこに相談するべきというふうにも思いましたが、そういうこともされていないということでございます。もうその辺については、お答えは結構でございます。そして、もう一点、データロガーを外した案件なんですけど、これもあの、江口証人の答えが二転三転しておりましたので、私が最後に、もう一度たださしていただいた。冷蔵庫の温度が安定しない表示をしたら困るというふうに感じてましたかと、彼が冷蔵庫を用意した訳でもなし、冷蔵庫を購入した責任者でもなし、安定しない温度の冷蔵庫がある。その中で管理しなければならないという役目を仰せつかっただけで、そして、残念なことに、彼自身がデータロガーの取り扱いに不慣れであった、あるいは、データロガーの取り扱いを間違った可能性がある。その中で、たださしていただいて、彼自身としては、データロガーは2台ともこれはおかしんじゃないかと、壊れてるんじゃないかと理解をして、これは、保健センターで確認していただいたという事実からしてもわかるはずですよ。そんな中で、データロガーがない中で、温度の安定しない家庭用の冷蔵庫でどう保管するのんやというふう考えた時に、彼1人の考えで、そうや棒温度計を買おうというふうにはならないというふうに思います。彼の証言の中には、植山プロジェクトサブリーダーに電話して、聞きました。植山さんは、そんな相談

は受けておりません。これも質問、答え、これも、違っております。双方の答えがちがっております。そんな中で、なにをもって彼は、棒温度計を買ってきて、それで、温度管理、冷蔵庫管理をしようとしたのかっていうのは、誰かに相談したのではないかというふうに我々は感じておりました。だから、それにも自分の考え。

○委員長（新澤良文君） 我々っていうのは、誰ですか。

○7番（森下 明君） いやいや、あの、何人か話した、この。

○委員長（新澤良文君） その4人の議員さん。6人。

○7番（森下 明君） 4人。4人ではないと思います。全員に僕が聞いたわけでもないと思うんですが、これどうやと、これ誰か、誰にも相談せんと棒温度計買いに行きよったんかみたいなの。これも論理としては、これはおかしいのではないかと、誰かに聞いて、ほな、棒温度計でやってるとこもあるよと微妙な発言がありました。誰に聞いたんやと、誰々とこれも答えが二転三転しました。最後は、植山プロジェクトサブリーダーに電話した、聞きましたというふうにこれ載ってますよね。そやけど、植山さんにしては、そんな質問は受けていません、相談も受けてませんということです。これは、お互いの意見がかみ合わない。ただ、もろもろの今までの状況を考えた時に、山下先生が書いておられるのは、江口、江口証人が自分の自費で買ったという分において、これは相談することなく買い求めたのであろうというふういうふうに方向付けをされています。で、重ねて申し上げますが、なにも困ることないと思うんですよ。こんな冷蔵庫あてがわれ、ほんで、データロガーつけてんけど、初め見ていただいた通り、ありえない温度を表示した。それ、課長が使用方法を間違ってたと思うんですよ。使い方にこれは、残念なことに、そして、これは、2台ともおかしい、データロガーおかしいということで、データロガーをはずして、棒温度計で管理するようになったと、んで、先生の報告書では、もろもろ前後のことを考えると、自分自身で買い求めてつけたのであるという結論をここに先生は載せていただいております。これも、どっちが正しいのかも、どっちが嘘を言うてんのか、本当のことを言うてんのかもはっきりできないまま、推測して、色んなやつをつなぎ合わせて、こうであろうという方向性を先生出していただいているというふうに考えております。だから、あの、すべてが100%こうであるというのが、証言であっても、自分を守ったりとか、あるいは、記憶になかったりという中で、あやふやになったり、言う点が多々出てまいりますので、周りの人間の証言あるいはそういうことをもとにして、実はこうであったという方向性を特にご苦勞おかけして山下先生には出していただいておりますというふうに思っています。だから、そうい

う部分についても、ちょっとやっぱりその辺についてはっきりしない部分もあるのかなというふうに感じています。そして、あの、これ我々が最終的には報告書を作っていくわけでございますけれども、みんなでこの報告書案しっかりと読み込ましめていただいて、議会としてどういう報告書を作る、どういう責任を求めるのか、どういう責任追及がしかるべきかということを作っていくという話になってくるといふふうに思うんですが、これ他、他市町村の百条委員会っていうのを参考にさせていただきますと、議会である一定の方向性を作って、最終稿を弁護士にゆだねて、これは、そやから、法的な、もう、これ、先生書いていただいている法的なことについては、我々は素人でございますので、こういうことであるんで、こう法的には、こういう責任がありますよ。問題がありますよというふうに書いていただいております。ということでございます。だから、よその自治体の報告書については、ちょっとこの今書いていただいたこの報告書とだいぶ書式も違うんですが、他市町村の百条の報告書については、お目通しされておられましたでしょうか。

○委員長（新澤良文君） 山下弁護士。

○弁護士（山下 真君） まあ、あの、百条委員会と言いましても、あの、調査の対象となるテーマは千差万別でありまして、その調査対象の案件によって報告書の体裁等も当然変わってきますので、百条委員会の報告書はこうあるべきだというようなそういった決まりというかですね、まあ、あれはないんです、そういうのはないんじゃないかと私自身は思っております、まあ、あの、今回の報告書は、まず、事実認定、で、事実認定をしたうえで、関係者の法的責任、さらに、法的責任に加えて、政治責任、地方公務員法上のその身分上の責任、まあ、そういったものについてまあ、法的、法律家の立場から素案を示してほしいというふうに私は依頼を受けましたので、まあ、その依頼に従って作成した訳でございますので、その素案の段階から法律家が作成するパターンもあれば、そのある程度議会の中で出来上がったものの監修みたいな形で入る場合もあるでしょうし、それ色々なやり方があるでしょうから、どのやり方が標準で、こっちのやり方は例外みたいなことはですね、なかなか言いにくいんじゃないかなと思っております。その、まあ、それこそ、その例えば、大きな都道府県とか、政令指定都市とか、そういう大きな地方公共団体であれば、その議会事務局の職員の数も多いでしょうし、そういった事務局が起案するということもあるでしょうけれども、やっぱり自治体の規模が小さくなれば、やっぱりその外部の人に頼むと、あの作成段階から外部の人に頼むということがあってもおかしくはないかなと私は思います。で、あの、他の百条委員会の報告書を

いっぱい、たくさん見たわけではございません。1個か2個は見ましたけど。その程度でございます。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○7番（森下 明君） あの、先生もよくご存じだと思うんですが、もう多くの自治体の場合、百条委員会を設置されて、報告書なるものを作成されて出しておられます。それ見させていただいて、ほとんどの場合は、調査の趣旨っていうのが一番初めのありまして、調査議会の設置、それから、調査委員会の設置、うちもまあ、そういう風にしました。調査委員会の設置、尋問した証人とその役職、議会委員会の開催状況、なにをいつ集まって、なにを質問して、なにを協議をしたか、それから、時系列については、これ載せるかどうか、これはもうその百条の報告書によって違います。これは、うちの議会で協議したらいいというふうに考えております。後は、組織図、そして、調査事案、そして、明らかになった事実、これが、一番大事やと思うんですが、この百条委員会において、こういうことが明らかになりましたよという明らかになった事案、事実というのが大事やと思うんです。そこで、先ほど、申し上げました、記憶にないから、こうやったと思うんです、曖昧な記憶であったりとか、記憶間違いであるとか、そういうものをこの百条の我々の委員会の中で、質疑において、正していったというふうに考えています。そして、委員会としての結論、これは、こういうことで報告書といたしますとしっかりと書かしていただいて、結論も大事です。何が問題で、どのように解決策としてどのような方法を入れなければいけないかということでこの委員会というのは結論も大事やと思います。その後、先ほども出ました、個々の責任、個々の責任の程度、そして、この百条の総括というものを入れさせていただいて、そして、今後、後の、議会に禍根残らんように提言を作るといふ部分がよその百条委員会の、百条議会の意見書には、そういうまとめ方をされているところが多いんです。そういうところからすると、ちょっと今回先生にいただいたやつ、ちょっといくらか違うのかなと思いますので、先ほど一番初めに申し上げました、先生に書いていただいた報告書をもとにこれから我々議会として、こういう方向で報告書を作っていけばいいのかなということで、あえて、ちょっと不明な点についてこの場で質問をさせていただきました。以上です。

○委員長（新澤良文君） 山下弁護士。

○弁護士（山下 真君） あの、森下委員の言われた、その他の百条委員会の報告書に記載されているけど、この今お手元にある報告書案に記載されていないという

のは、調査の前提事実となる客観的なことだと思うんです。調査の日時とか、調査、いつ誰に対して尋問してみたいな、それは、あの西川委員がなんか作られた案に丁寧に書かれてたと思うんですよ。ですから、私も同じことをもう一回書く必要がないと思ったので、そういうところを合体すればいいんじゃないかというぐらいの気持ちでおりまして、あの、そういう前提事実となるところは、あの、争うはないですから、あの誰が書いても同じだと思いますので、その西川委員の書かれたものを合体すれば、それでいいんじゃないかと思って、まあ、あえて書いてごさいません。以上です。

- 委員長（新澤良文君） だから、そのあの、ちょっとこの前後すると思うんやけど、これあくまでも、これ案なんで、だからこの百条委員会、もしくは全協にするのかな、もうこれもう百条委員会で全部やった方がええと思うんやけどね、全協でやったら、また、なんか、あの、ね、隠れてやってると思われてもあれやから、YouTubeで、みなさんに見えるところでやった方がええかもしれへんけども、これあくまでも案でございませう。あの、どういふ話し合いしてきてはったんかわかりませうけども、案でございませうんで、先ほどの江口証人の話とかね、僕もちょっと疑問に思っていました。山下先生のいただいていた中の話もそうですし、あの、他にも僕も疑問なところあると思いますよ。そやけど、まあ、そういうところもまあ、意見を出し合いながらね、また、必要とあらば、証人も来ていただきながらでもいいんじゃないですか。まとめていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。ほかにどなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。

野口委員。

- 5番（野口勝也君） はい、すみませう。何点か質問させていただきたいと思ひますけども、この報告書案にあります、3ページの石尾総合政策課長が保健センターからワクチンを運んだ時の、運搬した時の状況を上から、10行目くらいにですな、石尾総合政策課長が同社に問い合わせをし、ファイザー株式会社にお問い合わせをしたことですな、保冷バックでの保管時間は5分であると伝えたうえでというふうにあるんですけども、あの、私の認識では、これは保管時間ではなくて、保健センターからリベルテホールまでのこれ移動時間だったんじゃないかなと思ひますけども、これはどうでしょうか。

- 委員長（新澤良文君） ファイザーに問い合わせしてるのは、5分で問い合わせしてるですよ。江口、あれは、石尾課長はね。県にもそうですけども。

野口委員。

- 5番（野口勝也君） 確か、あの、証言を聞いてたら、認識では、ファイザー社の方から移動時間はどれくらいでしたかと問い合わせされたのと、それに対して5分程度であったと確か答えていたと思うんですけども、ただ、保管時間となれば、当然その4行下ほどに載っています、保冷バックに55分保管されていたというふうに、この通りだとは思いますが、石尾政策課長の証言では、移動時間を聞かれて、5分だと答えたというふうには認識してはいるんですけども。
- 弁護士（山下 真君） 証拠番号8のこのファイザーからの高取町役場あての文書の、まず、証拠番号8の2枚目ですね。ここに、7月19日高取町役場石尾様と書いて、石尾さんの説明内容としてマイナス70度の冷凍庫からワクチンを取り出した後、約5分保冷バックに保冷剤を入れて移送、ワクチンの入った箱の温度がマイナス15度より低い状態であることを確認し、マイナス18度の冷凍庫へ保管、その後2から8度の家庭用冷蔵庫に保管と、石尾さんはファイザーにこのように発言したということで、まあ、あのこの説明内容からすると、その保冷バックに入っていた時間は約5分間であるというふうに説明されて、ファイザー社の担当者もそのように認識したというふうに解釈できましたので、そのように報告書に書かせていただきました。それから、9、証拠番号の9の4枚目ですね。ここでは、これ松本保健師の、これ松本保健師の説明内容なんですが、松本保健師は、その2行目ですね、今回16時05にディープフリーザーから取り出して、保冷ボックスで輸送して、冷凍庫に入れたのが、17時前後ということで、松本保健師は55分程度保冷ボックスに入れたという前提で報告してまして、ただ、その、松本保健師がその次の行でもしかしたら、町役場からは、取り出したのは5分くらいだと言ったかもしれませんがということで書かれていますので、この5分か55分かということで、たぶんそのファイザー社の見解も異なったという風に認識しておりますので、そのように書かせていただいた次第でございます。
- 5番（野口勝也君） はい、すみません。ありがとうございます。あの。
- 委員長（新澤良文君） 野口委員。
- 5番（野口勝也君） そういったところで、多少、委員で個人個人の見解等、また、こうして、山下先生が挙げていただきました、報告書とは多少考えがですね、とらえ方が異なってくることもあるかと思えます。あの、今まで、先ほどからも、議論ありましたように、当然責任の所在を明確にするということも私は大切やと思えます。そして、それに対しての責任の追及ですね、そういったことも大切と思えます。ただ、今まで、こうして、百条議会から、百条委員会へとずっと協議を1年間通し

て進めてきた訳でありますから、今までの証言をここでもう総括して行って、責任所在についても判断していけばよいのではないかと私は考えます。あの、今後本日提出していただきました報告書案をもとにですね、委員全員でまた協議を進めて行って、私たち高取町議会としての報告書をまとめていけばいいのではないかと私は考えております。以上です。

- 委員長（新澤良文君） はい、あの、野口委員と全く同じ考えです。その通りやと思います。だから、その、あの、森下議員がおっしゃってた等々とおっしゃってた、ねえ、あの他の百条委員会のこともね、参考にはしながらやと思うんですけども、参考になるのかな、今回の場合は、まあ、特殊なケースやと思います。町民の人命に関わるようなことをね百条でやるっていうのは、特殊なことやと思います。本当に他のところの形式として参考にさせてもらうことはありながらと思うんですけども、弁護士の先生に法的な立場でご意見いただきながら、また、みなさんと、西川議員の提言書みたいなのもまだ見たことないので、どうなんかわからないですけども、西川議員には西川議員の意見、まあ、今日は休んでますけどもね。また、野口委員は野口委員の意見。また谷本委員は、谷本委員は谷本委員の意見があるやろうし、それもう議論をすり合わせながら、誰かの意見をそのまま丸々取る、あれするということは、これ僕したくないんですよ。西川議員が僕の提言書に基づいて百条進めてくださいみたいな強引なことおっしゃられてましたけれどもね、ストーリーに基づいてみたいな、そんなことはやりたくない。ストーリーありきで、真相究明なんかできないんでね。そういうことでございます。誰か他に質問のある方いらっしゃれば。

松本委員。

- 4番（松本圭司君） それでは、少し個人的な意見で大変申し訳ないんですが、この報告書、山下先生の、見さしていただいて、損害賠償責任それに、偽証罪のこの2つをなんとか当てはめるような文章に見えてなりません。これは個人的な意見です。で、もう、森下議員の方からも出てますが、町長の覚えてない、もうこれはしょうがないかなと、で、覚えてないんでその周辺にいる人、看護師から二度打ちはやってません。それに帰られた人がおられる、いうことを聞いたんで、たぶん町長は少し静観しましょうというようなご判断をされた、まあ、それも町長本人からは聞いてませんので、わかりません。まあ、そういうことで、わからないところは、周囲の証人からいろいろ聞いて、推測をしていったらいいのかなと思います。それに、私は個人的ですが、あくまでも個人的ですが、町長の給料、ボーナス、こうい

うのは、載せない方がいいと考えております。それに、町職員の偽証罪についても、これたぶん思い違いで証言をしている。だから、間違っただけじゃないんですよ。思い違い、思い違えたことをしゃべると、で、二転三転をしてるというふうに感じます。まあ、いずれにせよ、ただ今議長の方がこれはあくまでも素案ですということで、言われましたので、これをもとに、各議員の意見を聞いていただいて、まあ、この場ですか、もう少し自由に発言できる場の方が私はいいと思うんですが、よりよい方向で、報告書まとめたいたいと思いますので、委員長よろしく願います。以上でございます。

○委員長（新澤良文君）　まあ、この、あの、給料とか、そのね、お金についての話でましたけども、これありきで、僕はお金じゃなしに、責任の問題って不信任なり、辞職勧告なりって思ってる中で、あの逆に、他のこの6人の議員のみなさんは、あれちゃうんですか、町長の1期分の退職金って話されたんじゃないですか、町長に。それで、そういう提案があった、そういう提案をしたっていうことは聞いてますよ。だから、それをめどにして、それやったら反対しないやろうなってとこあったんですけども、それ違うんですか。僕はそう聞いているんですけどもね。6人、6人まとめて、まとめてっていうか、代表でかわらんけども、同じ考えでしょ。谷本さんもそうですよね。退職金、1期分返上っていう話で町長とこに、谷本さん賛成したって聞いてますよ。んな、そうことですよ。森下議員、そういうことですよ、それは。

○7番（森下 明君）　いや、まあ、これ、今まあ、これ会議の中で正式な質問をこれ。

○委員長（新澤良文君）　あ、そうですか。あんまりほんなら、脱線しやんようにしましょか。いや、今お金の話しはったんで、ぎらっとお金の話、お金の決定ありきでね、これ作ってんじゃないかという話されたんで、こういうこと、こういう話もありましたよっていうことは、あの、事前にね、山下先生に、とこういう会話もやりました、こういう会話もやりましたと、議事録に載っていない部分についても先生と話しさしてもらってる。先ほど先生も言うてはりましたけど。そういうこともあったからかということなんです。その辺はご理解いただければなと思います。納得してくれないと思うんですけども。はい、他なにかございませんか。副委員長なにか。みんなしゃべったんやから、ちょっと順番でしゃべったんやから、副委員長もちょっとなにかご意見ございませんか。

○副委員長（森川彰久君）　はい、まあ、私としたら、この百条委員、議会を立ち上

げてですね、起こった事象に対して、真相を究明していこうやないかという、みなさんの賛成のもとで、7回か、6回か、それとほんでその後、委員会として、8回もう14回議論を尽くして参りました。もう、あの、あった事象については、ほとんど、あの出尽くしたんではなかろうかなと、私は、かように思っております。となれば、1日も早くですね、速やかに、議会としての提案書まとめ上げてですね、町民のみなさんにこういうことであったと、今後こういう事案が二度と起こらないような対策等もみなさんと相談したうえでですね、報告書をまとめていただきたいなど、かように思います。まあ、あの、本来、百条という意味合いからすれば、やはり、偽証を含めた責任を追及するというのは、それは本来の議会、委員会とあっての姿、方向性だと、私は、そう思います。だから、あのそこまでしなくてもいいんじゃないかというご意見もありましたけど、百条という意味合いからすれば、やはりそういう趣旨を逸脱してはいけないかなと、ただ、そんな中で、議会としてですね、そこまで、文言を挿入する必要はないかというご意見を当然意見としてはお聞きして、後は、みなさんと全会一致が望ましいですけど、そうでない場合は、多数の意見をもって、まとめていかざるえないかなと、かように思っております。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、偽証罪についてはね、官吏または公吏はその職務を行うことにより犯罪があると思慮する時は、告発をしなければならない。これに当てはまります。これはもう、谷本さん分かるよね。あの、役所の職員してはったんやからね。だから、その、まあ、高取町って言ったら柔らかいとこなんでね、もうええやんか、辛抱したろよってというような話になるんだったら、なるで仕方がないんやろうけども、法的にそういうんになってるんでね、百条委員会は、開けた時から。そこら辺は、重く受け止めていただきたいなど、思いますし、まあ、あの、森川副委員長せっかく、あのいいこと言ってくれはったんですけど、ちょっと僕も、ちょっと違う部分があるのは、早かろう、町民のみなさんはそらもううんざりしてる人もいてると思うんですよ。早いこともう調査報告書作れって。そやけど、そもそもやね、百条委員会の趣旨とすればやね、早くじゃなしに、真相究明っていうことですよ。だから、百条委員会っていうのは、真相究明して、それを報告するっていうことなんで、真相究明に至る経緯でね、出尽くしたって言うけども、僕はまだまだ出尽くしてないってというのが、まあ、朝から、谷本委員と議論があったんやけど、町長の記憶にございませんという部分ね、これは、まだ今からいくら話しても、記憶のないっていう部分はしゃーないやんかっていう森下議員の話もあったけども、

根本はそこなんですよね、出発が、そやから、記憶にございませんやからね、言葉を変えても、いや、思い出しましたっていうのはね、偽証にはならないんですよ。これ本当にね、あの、都合のええ言葉やと思うんねんけども、だから、逆をただせばね、本当に町長のその当時のお考えも聞けるんかなと。今ちよっと、今ちよっと松本議員が触れられてましたけど、そういうこともあったと思うんですよ。あの、現場の看護師の人がやってないと、1本余った、帰った人がおる可能性もあったという報告受けたので、様子を見ようっていうことになったんかもしれんけども、行政としては、やることは一つなんですよね。もう、厚生労働省の先ほどの、私も何回も言いませんけども、感染症検査、抗体検査をしなければならんっていうそういう厚生労働省の指導があるにも関わらず、大きな判断を町長はされたと訳なんですけども、その判断をした時の、あの、根拠っていう分においてね、記憶にないっていうことなんで、作りようがないやんかっていう部分もあるんやけどね、まあ、記憶がないっていうことで、町民のみなさんが理解されるのであれば、僕はそれはそれでいいと思うんですけどね、理解はしない、理解は得られないと思いますよ。まあ、半数の人はどうかわかりませんが、実際には、被害にあわれた被害者もおるんやからね、2000何人っていう、これ。まあ、他に質問等ございませんか。谷本委員は、言い足りやんことあるんちゃうん。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 委員長にちよっとご確認をさせていただきたんですが、先ほど、まあ、委員長と私と議論の平行線ということになったんですけども、町長に対するもう尋問はされないということで今後他の証人についても、この委員会で証人尋問はされないということでよろしいですかね。

○委員長（新澤良文君） あのね、結論ありきでやるもんじゃないと思うんです。百条の調査報告書って、ではね、調査報告書をまとめていく中でね、あれと、ここちよっとあれやよという部分があればね、その時は、聞かなあかんこともあるやろうし、結論ありきでやりたいんかもわからへんけども、僕結論ありきじゃないと思うんですよ。真相究明やから、だから、その、今後ですね、もしかしたら、その、あの、委員のみなさんにお諮りさしてもらいますよ。やっぱり町長に違う部分でなるんかもしれんけども、まとめていく中で、いやこれの部分聞かなあかんっていうことも町長以外でも職員もそうですよ。出てくる可能性もあるかわからないんで、そんなこと、僕、この場で言い切れません。はい、まとめていく中で、必要な場合もあるかもしれないじゃないですか。なんでそういう質問されるんですか、逆に。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） まあ、一応私の中では、まあ、あの、証人尋問についてはね、もう、聞きたいことは聞かしていただいて、まあ、あの、委員長にとっては、記憶にございませんとかいう、発言もあってですね、あの、パーフェクトにそのなんていうんかな真相究明まではできなかつたかもわかりませんが、尋問に、証人尋問についてはね、もう、私はもうこれで終わってると、集結してるというふうに思いますけれども、で、その証人の尋問、それから発言、それから、その他の証拠書類に基づいて、報告書をどのように作っていくかという、これから、まあ、委員会での議論になると思いますので、それをちょっと委員長にもう証人尋問終わりですよねっていう確認をしたかったんですけど、調査報告書を作っていくうえで、真相究明がまだできてない場合は、まだ尋問もあり得るといって、まあ、委員長のお考えということで、わかりましたので、あと、また、他の委員のみなさま方のご意見を聞いていただけたらというふうに思います。

○委員長（新澤良文君） 逆にちょっと一つ質問なんですけど、今、あの、パーフェクトという言葉使われました。じゃあ、逆にね、パーフェクトじゃないってのは、お認めになるんですよね。パーフェクトじゃないけども、まあ、曖昧なところで、あの、調査報告書まとめようやっていうお考えなんですかね。僕は、その、僕は、パーフェクトにやりたいんですよ。人命に関わることだったんで、これがね。だから、パーフェクトにやらなきゃいけないと思ったし、あの、だから、その、しつこくしつこく、もう、あの、町長に対する人権、なんちゅつたんかな、朝から、町長に対して、人権どうこう、人権侵害、町長に対する人権侵害に当たるんちゃうかと、僕の質問が、谷本委員から指摘も受けたんやけどもね。人権侵害と言われてようが、なにを言おうが、何度も聞くしかないんですよね。根本の、根本はね。あの、そこが一番大事なところなんで。あの、ほんで、忘れてる、忘れたとか、記憶にないってことはあり得ないんで、これ、わかるでしょ。あり得ない、もう、ただ、言えないだけのことであって、僕まだ言えませんってことだったらわかりますよ。すみません、その部分はちょっと言えませんねんっていうようなこと、それやったらわかりますけれども、記憶にないって、えって、犬や猫と違うんやから、その判断、報告を受けて判断した時の判断基準は、それ、いや、ちょっと記憶って。それはないじゃないですか。言えませんの方がまだしっくり、あ、それやったら町長しゃーないですねとなるのかもしれんけど。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君）　またあの議論が逆に戻るんですけども、言えないっていうのは、証言拒否になるんで、これはもう、まずいです。言えないのはね。だから、記憶にないのと、言えないというのは、百条委員会では、あり得ないこと、証言拒否になりますんでね、はい。

○委員長（新澤良文君）　それ、僕を正してくれてるつもりなんかもしれんけども、言えないということ僕許すと思う。記憶にないっていうことも許さないんやから、言えないって言われる、仮に言われたとしたら、許すはずがないじゃないですか。僕を正してくれてるつもりなんかもしれんけども、そんなことぐらいわかってます。ただ、例えとしてね、あの、言えないというんであればってことは、あの、それくらいきついこと言うてるっていう受け止めてくれたらいいんやけど、記憶にないはずがないっていうことは、谷本議員はわかってると思うんやけど、ここにおける議員で記憶にないって信じてる人なんて一人もいてないですよ。そうでしょ。ただ、その、言いにくいんやろなど、その記憶にないで乗り切らなしゃーないんやろなって、みんな思ってるはずですよ。そんな人信じる人おったら、それ以上は言えへんけども。まだやりますか。まだやりますか。はい。言うたらまた言いますよ。

○3番（谷本吉巳君）　先ほど私、あの、パーフェクトということで、あの、当然、目指すは当然、パーフェクト、100パーセント真相究明ということになるんですけども、先ほど言いましたように、その記憶にございませんとかいう発言があって、完璧な究明は私は難しいと、そういう意味でパーフェクトは難しい、まあ、委員長は当然パーフェクト、私もパーフェクト求めるんですけども、発言の内容によっては、記憶にないとかいう発言があれば、真相を100パーセント究明するのは難しいという意味で発言させてもらいましたので、よろしく願います。以上です。

○委員長（新澤良文君）　はい、そのことに関連してお返しがあるんですけどね、まあ、座っといってくださいよ、まあゆっくりしたらいいじゃないですか。あのやりあいしとんねんから、今は。僕が言うのはね、記憶にないの中でもね、職員の中でもあったと思うんです。その職員の中の記憶のないっていうのは、それは、その谷本議員のおっしゃるようにね、百条の中やから、曖昧なこと言われへんなど、どっちやったかなっていうのもあると思いますよ。そういうことについては、ちょっとすみませんと、曖昧なこと言うたら、ねえ、おかしなってしまうんで、ちょっと記憶にございませんっていうことはあるんかもしれん。そんなところまでね、100パーセントって言うんだったらそういうところもきちんとしやなあかんみたいやない

ですか。その、町長になんでしつこく言うかという、この全ての事案が、もうね、そこから始まっているからなんですよね。だから、そこがもとになって、また、再冷凍ワクチンの事故にも繋がってくる訳なんです。これ百条議会やってない、百条委員会やってなかったら、再冷凍事件も出てきてないですよ。ねえ、この再冷凍ワクチンっていうもののね、接種事故については、事件については、百条委員会やってなかったら出てきてないですし、後の、この、あの、この温度管理が不適切だったっていう事案も出てきてない。これも、出てきてないっていう、出たっていう、百条委員会のおかげで、効果が出たっていう部分と、まあ、出さんでもいいもん出してしもたやないかというような考えもあるのかもしれないよ。それは、ないですね。これも、僕それは一緒ですね、谷本議員。せやから、その効果があったんですよ、百条委員会やった中でね、あの、色んな新事実が出てきたとか、証言を聞く中で、それはそれもおかしんちゃうかというので、出てきたんですよ。ていうのも、その根本のところのね、あの、中川町長のっていうのはそういうことなんで、100パーセント、パーフェクトっていうのはね、意味合いが違うと思うんです。その、まあ記憶にございません、職員の中でも、そういう曖昧なことあったけれども、町長の記憶にございませんは、許しませんよという話ですよ。他にございませんか。今日は終えときますか。みなさんおつかれのようやし。どうですか。まだ議論しますか。どうですか。委員長どないしますか。いいですか。もう終えときますか、そろそろ。あの、これであの、何度も説明させていただいてるように、他の自治体の百条もあると思うんですけども、今回ほんとに、あの、こういう形でね、議員の中でも、意見が違っていて、おんなじ方向向いてない中で、百条委員会立ち上げて、真相究明をやっていかんっていう中で、やっていかなあかんっていう中で、やったもんやから、そのほんとに、あの、僕もちょっとだいぶ強引なこともやりました。強引なこともさしていただきました。そのおかげで、不信任もみなさんからいただいね、厳粛に受け止めてる訳なんですけどもね、あの、これも、仕方がないじゃないですか。強引にやらないと、先ほど申し上げましたけども、再冷凍ワクチンも出てきてない、温度管理不適切も出てきてないということあったんですよ。で、強引にやらないと、あの、感染症検査、抗体検査もやってない可能性もありましたね。あの、まだ、週刊新潮出てても、町長は帰った人の可能性っていうておっしゃってましたんでね。あの、行政としたらなにをやらなあかんっていうことをわかってはるにも関わらずね、そやから、その辺はちょっとほんとに認識がずれるんですけども、そんなことなりますんで、この報告書案をもとにっていうか、参考にさし

ていただきながら、また、色んな委員、今日あの欠席の委員のいますんでね、委員の話もまとめさせていただきながら、今、あの、知りえた、全ての知りえた情報の中でね、あの、ほんとに、あの、きちんとした調査報告書をまとめたいと思います。何卒ご理解ご協力を賜りますように、お願い申し上げます。それでは、今日は百条委員会は、これにて閉じさせていただきます。

お諮りいたします。

審査中の事件について、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる。)

○委員長(新澤良文君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして、閉会いたします。閉会。

午後 2時35分 終了